

資料編

1 生きる支援関連施策一覧

計画書本文で掲載していない、五所川原市における自殺対策関連施策は次のとおりです

事業名	自殺対策の視点からの事業方針	担当課
職員の健康管理事務	▼職員の身心健康の保持、健診後の事後指導（市町村職員共済組合、安全衛生委員会の設置、ストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図る。	人事課
男女共同参画計画推進事業	▼目標に「私らしく、あなたらしく、共に喜びと責任を分かち合える男女共同参画社会を目指して」を掲げた五所川原市男女共同参画計画を推進させることで、より多くの方が自分らしく生きることができる社会へと近づくことができる。	ふるさと 未来戦略課 (男女共同参画室)
男女共同参画情報紙の発行	▼情報紙の記事の一部として自殺対策（生きることの包括的支援）に関連したトピックスを取り上げる事により、住民への情報周知や啓発を図ることができる。	ふるさと 未来戦略課 (男女共同参画室)
男女共同参画意識啓発事業	▼テーマに即した連携が可能であれば講演会での自殺対策関連（生きることの包括的支援）の内容を取り上げたり、ブースの展示、資料配布などを行うことで、住民へ啓発の機会となり得る。	ふるさと 未来戦略課 (男女共同参画室)
公害・衛生環境の苦情・相談	▼苦情相談は、複雑な問題が多々存在している。「隣同士の境界をまたいだ」「自己所有地を脅かされている」という観念が働いているなかで、常日頃からのトラブルの積み重ねに耐えかねた住民が、解決の糸口として行政を頼ってくるため、これら関係所管課が連携を取り合って早期解決の支援を強化する。	環境対策課
ごしよりん健診（17歳～39歳のうち条件にあてはまる方）	▼健診場面や健診結果説明会の機会を活かし、メンタルチェックが追加できれば、うつ症状の発見につながる。	健康推進課
民生委員児童委員協議会補助金事務	▼啓蒙活動、講習会において、自殺対策（生きることの包括的支援）に関連した内容を取り上げる事により、情報周知や啓発を図ることができる。	福祉政策課
障害者福祉の手引き	▼障害者手帳を持っている方が利用できる福祉サービスがまとめられており、相談窓口も掲載している。	福祉政策課

事業名	自殺対策の視点からの事業方針	担当課
地域生活支援事業	▼障害者の意思疎通支援や社会参加等の支援を地域の実情に応じて実施しており、そのサービス提供の際に、対象者やその家族の変化に気づく部分も考えられる。	福祉政策課
障害児通所給付費等支給事業	▼障害児を抱えた保護者への相談支援、適切な障害児福祉サービスの提供は、保護者の不安を取り除き、結果として保護者の心身の負担を軽減できる。	福祉政策課
障害福祉サービス費等支給事業	▼日々のサービス提供により、障害者の状況を把握し、精神的な変化を確認できる可能性がある。	福祉政策課
生活保護施行に関する事務	▼生活保護利用者（受給者）は、利用（受給）していない人に比べて自殺のリスクが高いことが既存調査により明らかになっており、各種相談・支援の提供は、そうした人々にアプローチするための機会となり得る。	生活応援課
生活保護各種扶助事務	▼扶助受給等の機会を通して、本人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先へつなげられれば、自殺リスクが高い集団へアウトリーチ策として有効に機能し得る。	生活応援課
中国残留邦人生活支援給付事業	▼言語的、文化的な障壁に加えて、収入面でも困難な状況にある場合、安定的な生活が送れず、自殺リスクが高まる可能性がある。 ▼相談・助言を通じてその他の問題も把握・対応を進めることで、生活上の困難の軽減を図ることは、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	生活応援課
養護老人ホームの運営	▼養護老人ホームに入所することで、当人や家族の心身、環境及び経済上の負担を軽減し「生きる支援」となる。	介護福祉課
見守り移動販売支援事業	▼移動販売を利用することで、移動販売業者と顔なじみになり、生活の活性化につながる。また、見守り活動により、高齢者の安否確認や生活状況の変化の発見につながる。	介護福祉課
利用者支援事業（基本型）：子育てステーション・すてっぷ	▼子育て中の保護者からの育児に関する各種相談に、様々な専門機関と連携しながら応じることで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し、対応することが可能となり、それは自殺リスクの軽減にもつながり得る。	子育て支援課

事業名	自殺対策の視点からの事業方針	担当課
児童扶養手当支給事業	<p>▼家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる場合がある。</p> <p>▼児童扶養手当の新規申請・現況届提出の際に、自殺のリスクを抱えている可能性がある申請者又は受給者との接触窓口として活用し得る。</p>	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	<p>▼周囲に親類・知人がいない場合、子育てに伴う過度な負担が夫婦（特に妻）にかかり、自殺のリスクが高まる恐れもある。</p> <p>▼保護者が集い交流できる場を設けることで、そうしたリスクの軽減に寄与し得るとともに、危機的状況にある保護者を発見し早期の対応につなげる接点にもなり得る。</p>	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業	<p>▼提供会員を対象にゲートキーパー研修を実施することで、子育てに関連する悩みや自殺リスクの把握についての理解が深まり、必要時には専門機関の支援につなげるなど、気づき役やつなぎ役の役割を担えるようになる可能性がある。</p>	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費助成事業	<p>▼ひとり親家庭等は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすい。</p> <p>▼窓口での医療費申請時に受給者との直接的な接触機会があれば、抱えている問題の早期発見と対応への接点になり得る。</p>	子育て支援課
子ども・子育て支援事業計画の推進	<p>▼子ども・子育て支援事業と自殺対策とを連動させることにより、妊産婦や子育て世帯への支援強化を図ることができる。</p>	子育て支援課
労働促進補助金	<p>▼当該事業に含まれないが、五所川原市シルバー人材センターに対し、自殺対策に係る相談先やチラシ等について周知を依頼することで、住民意識の啓発や理解の促進を図ることが可能となる。</p>	商工観光課
商工振興補助金 (商工会補助金)	<p>▼当該事業に含まれないが、五所川原商工会議所、金木商工会、市浦商工会に対し、自殺対策に係る相談先やチラシ等について、発行する会報などによる会員への周知を依頼することで、住民意識の啓発や理解の促進を図ることが可能となる。</p>	商工観光課
公園樹木育成管理 各公園の維持管理	<p>▼広範囲な園地は人目につきにくい状況にあるため自殺リスクを高める傾向にある。巡回のほか清掃・草刈等、受託者等との情報を共有し、連絡や連携体制を強化する。また死角をなるべくなくすよう樹木等の維持管理に努める。</p>	都市・交通課

事業名	自殺対策の視点からの事業方針	担当課
公営住宅建設事業	<p>▼住居は生活の基盤であり、その喪失は自殺リスクを高める。</p> <p>▼公営住宅への入居に際して申請対応等を行う職員に、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、入居申請者の中に様々な困難を抱えた住民がいた場合には、その職員が他機関へつなぐ等の対応をとれるようになる可能性がある。</p>	建築住宅課
公営住宅事務	<p>▼公営住宅の居住者や入居申込者は、生活困窮や低収入など、生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民に接触するための、有効な窓口となり得る。</p>	建築住宅課
公営住宅家賃滞納整理対策	<p>▼家賃滞納者の中には、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。</p> <p>▼相談対応や、徴収を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。</p>	建築住宅課
学校職員安全衛生管理事業	<p>▼五所川原市立学校職員安全衛生管理規程に基づき、職員50人以上の職場では衛生委員会を設置するとともに、産業医・衛生管理者を選任し、職員の健康管理を行う。また、50人未満の学校については、衛生推進者を選任し、職員の健康管理を行う。</p>	学校教育課
学校職員ストレスチェック事業	<p>▼労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図る。職員50人以上の職場（五所川原第一中学校）において実施する。</p>	学校教育課
就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務	<p>▼要保護者（生活保護受給者）に修学旅行費を、準要保護者に学校給食費・修学旅行費・学用品費・医療費を援助し、義務教育の円滑な実施を図る。</p> <p>▼特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、負担能力に応じ、学用品費等の援助を行い、特別支援教育の普及奨励を図る。</p>	学校教育課
多忙化解消事業	<p>▼五所川原市教職員多忙化解消検討委員会において、教職員の多忙化解消の方策等を検討している。</p>	学校教育課

事業名	自殺対策の視点からの事業方針	担当課
震災児童生徒就学援助事業	▼震災の理由により就学が困難な児童生徒に対し、学用品費や給食費を援助する。	学校教育課
震災児童生徒就学援助事業	▼震災の理由により就学が困難な児童生徒に対し、学用品費や給食費を援助する。	学校教育課
幼保小連携事業	▼保育園、幼稚園、小学校間で情報を共有できれば、自殺のリスクを抱える家庭を包括的・継続的に支援することができる。	学校教育課
学力の向上を図る事業	▼学校訪問において、各学校の生徒指導の状況や特別な支援を要する児童生徒の情報を共有することで、児童生徒の援助希求能力の醸成や、自己のキャリア形成の方向性を関連付けた学びにより、問題解決に向けた主体的行動の促進等を図り得る。	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> ・施設見学会 ・ごしょがわら読み聞かせフェア ・ふれあい交流体験学習 	<p>▼青少年層は学校や会社等でのつながりが切れてしまうと、社会との接点を喪失し孤立化する危険性が高い。</p> <p>▼青少年たちの集える場や機会の創設・運営を支援することで、自殺のリスクを抱えかねない青少年との接触を図れる可能性がある。</p>	社会教育課

2 相談対応の手引き

日々の窓口対応の中で、話をうまく伝えられない人や、どこに相談したら良いか分からない人など、様々な人が来ます。



～ゲートキーパーの視点を取り入れた対応を実践しましょう～

1. 悩んでいる人に気づいたら ➡ 声をかける

●次にあてはまる方には、積極的に声をかけましょう。

□表情が暗い □涙もろい □落ちつきがない □お酒臭い

(例)「どうかされましたか?何か辛そうに(元気がないように)見えますが…」

「何か悩み事や困り事がありますか?よかったら、話してみませんか。」

「眠れていますか?」(2週間以上続く不眠はうつサイン)

2. 受け止める(傾聴)

(ポイント) 相手の気持ちを尊重し、耳を傾ける。

●悩みを真剣な態度で受け止めましょう ●誠実に、尊重して相手の感情を否定しないようにしましょう。

(例)「そうなんですね…」、「それはつらいですね…」、「心配ですね…」など

3. 別の部署・機関へ相談したいか or 案内した方がよさそうか

(ポイント) 相手の意思を確認する。

(例)「〇〇について、詳しく話せる(聞ける)ところがあるので、そちらに行ってみませんか?」

「〇〇さんのことがとても心配なので、△△課(部署名)と一緒に行って詳しく相談しませんか?」

No

Yes

3-①. その場で対応

ただし、「気になる事や自殺のリスクが高いのでは?」と思った時は、直属の上司と相談し、必要時は、健康推進課と対応についてのカンファレンスを実施する。

3-②. 関係機関につなぐ

(ポイント) 早めに・確実に関係機関に相談できるように

①相談内容を再確認し、同意を得た上で次の紹介先へ電話連絡を行う。

②安心して次の窓口へ相談できるよう、相談先の機関名(窓口名)、電話番号、担当者名を伝える。
必要であれば、メモした紙を渡す。

相談先で対応できる内容かどうか確認することが、相手の安心にもつながります。

4. 対応終了時のあいさつ

(ポイント) いつでも話せる場であると感じてもらう

(例)「また何かあったら、いつでも相談してくださいね。」





...主な市の相談窓口...

内容	相談窓口	電話番号
市税・国民健康保険税の納付に関する相談	収納課	内 2278
行政相談（行政の仕事に関する苦情、要望）	市民課	内 2320
眠れない、ひどく落ち込む、感染症、その他健康に関する相談	健康推進課	内 2381、内 2376
子育てに関する相談、子どもの虐待、DV（配偶者や恋人等からの暴力）について	子育て支援課	内 2483、内 2477 内 2473
生活や仕事に困っている	生活応援課 <small>生活困窮者自立支援窓口</small>	35-2166（直通）
介護保険料の納付に関する相談	介護福祉課	内 2443
後期高齢者医療保険料の納付に関する相談	国保年金課	内 2346
高齢者の介護・健康・財産管理・虐待に関する総合的な相談	地域包括支援課	内 2462
障害者（児）福祉制度に関する相談	福祉政策課	内 2494
生活保護、福祉制度に関する相談	生活応援課	内 2415
農業者支援に関する相談	農林政策課	内 2511
雇用の維持や事業継続に関する相談	商工観光課	内 2572
借金（多重債務）、商品・サービスの提供や契約に関する苦情相談	市消費生活センター (商観光課内)	33-1626 (直通)
いじめ相談、学校生活でのお悩み相談など E-mail: no-ijime@city.goshogawara.lg.jp	子どもいじめ相談室	23-4015（直通） 9:00～17:00
学校・教育に関する相談	学校教育課	内 2971、内 2973 内 2975
市営住宅及び使用料に関する相談	建築住宅課	内 2662
水道料金・下水道使用料の納付に関する相談	経営管理課	内 2717



市立図書館は、安心してすごせる居場所を提供します。
居場所を求めているなら、ご紹介ください。





・・・その他の**主な相談窓口**・・・

内容	相談窓口	電話番号
人権相談（人権に関する困り事、悩み事、嫌がらせ等）	みんなの人権 110 番 子どもの人権 110 番 女性の人権ホットライン	0570-003-110 0120-007-110 0570-070-810 (平日 8:30～17:15)
暮らしの総合相談、介護や福祉	なんでも相談所	39-1212 (24 時間対応)
ただ話を聴いてほしい (傾聴サロン)	NPO 法人ほほえみの会 毎月第 2・4 月曜日 13:30～15:30 中央公民館、予約不要	26-6797
どんな人の、どんな悩みでも	よりそいホットライン	0120-279-338 (24 時間対応)
死にたいくらいつらい	NPO 法人 あおもりいのちの電話	0172-33-7830 (毎日 12:00～21:00)
犯罪被害、犯罪・交通事故に関する 悩み	公益社団法人 あおもり被害者支援センター	017-721-0783 (平日 9:00～17:00) ※上記以外、土・日・祝日・ 年末年始は留守番電話での対 応となります。
法律相談（離婚、相続、損害賠償、 金銭トラブル、不動産などの民事 全般）	法テラス青森	0570-078374 050-3383-5552 (平日 9:00～17:00)

*青森県障害福祉課が作成した「こころの相談窓口ネットワーク電話番号一覧」を併せて活用してください。

3 五所川原市いのち支える自殺対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づき、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、五所川原市いのち支える自殺対策推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1)自殺対策の推進に係る計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2)自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (3)自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (4)自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携の強化に関すること。
- (5)その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、別表1に掲げる職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を代表し、本部を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部は、本部員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 本部員は、本部長の許可を受け、本部員以外の者を代理出席させることができる。

4 本部長は、必要があると認めるときは本部員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 本部の議事は、出席した本部員の過半数をもって決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

(幹事会)

第6条 本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、第2条に掲げる所掌事項について検討を行い、本部に報告する。

- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は、民生部長をもって充て、副幹事長は、健康推進課長をもって充てる。
- 5 幹事は、別表2に掲げる職員をもって充てる。
- 6 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。
- 7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は不在のときは、その職務を代理する。
- 8 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、これを主宰する。
- 9 幹事長は、幹事会において進捗状況を本部長に報告するものとする。

(部会)

第7条 幹事会の運営を補佐するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、幹事長の指名する部会長及び部会員をもって構成する。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に対して部会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第8条 本部及び幹事会の庶務は、健康推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成30年10月1日から施行する。
- この要綱は、平成31年2月4日から施行する。
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和4年6月6日から施行する。

別表1(第3条関係)

総務部長、財政部長、民生部長、福祉部長、経済部長、建設部長、上下水道部長、会計管理者、教育部長

別表2(第6条関係)

総務課長、財政課長、市民課長、福祉政策課長、農林政策課長、土木課長、経営管理課長、教育総務課長
